

コンプライアンス（法令遵守）に関する校内ルール

——保護者から信頼される教師集団であるために——

R5. 4. 1

新見市立思誠小学校

1 体罰の禁止

- ・児童の指導に当たる際、有形力を行使しない。
- ・万が一体罰をしてしまったと思われる場合、直ちに管理職に報告する。

2 交通ルールの順守

①飲酒運転・酒気帯び運転の厳禁

- ・飲酒の機会を設ける際、お互いに帰宅手段について確認する。
- ・自家用車を運転して帰ると申告している者には、飲酒を勧めない。
- ・酒に酔った状態の者が帰路につこうとしていない場合は、できるだけ単独で行動させない。

②事故後の対応

- ・事故の加害者になった場合は、人命救助、警察への通報を優先して行う。
- ・軽微な事故でも、管理職に必ず報告する。

3 個人情報の取り扱い

①成績等の個人情報

- ・通知表用のUSBメモリーは、使用時以外は耐火書庫に保管し、職員室以外に持ち出さない。
- ・ウィニー等のファイル交換ソフト等、元来入っていないソフトはインストールしない。

②SNSへの対応

- ・職場でのやりとりや児童やその家庭の情報など、職務上知り得た内容をSNS上に公開してはならない。
- ・学校に関する情報公開は、基本的に学校のホームページだけに限定する。

4 節度ある関係の維持

- ・児童や保護者とLINE等SNSによる個人的な連絡をとらない。また、携帯番号やメールアドレス、アカウントなどを把握、もしくは交換しない。指導上特に必要な場合には、管理職の許可を得る。
- ・特定の児童や保護者と個人的な関係を築き、接触することは避ける。
- ・勤務中、必要のない時には携帯を持ち歩かない。（写真を撮らない）

5 公金の適切な処理

- ・学校行事等で特別な集金が必要な場合には、管理職に相談する。
- ・現金集金がある場合教員の眼前で提出させるか、朝、職員室へ持参させる。
- ・集金したら耐火書庫に一時保管し、その日の内に業者に支払う。

『コンプライアンス等に関わる学校窓口』

新見市立思誠小学校 教頭 72-0041